

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
平成31年2月14日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	0件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	0件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	2件
国民年金関係	2件
厚生年金保険関係	0件

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 1800120 号

厚生局事案番号：東海北陸（国）第 1800032 号

第 1 結論

平成元年 3 月 16 日から同年 4 月 1 日までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：男
基礎年金番号：
生 年 月 日：昭和 35 年生
住 所：

2 請求内容の要旨

請 求 期 間：平成元年 3 月 16 日から同年 4 月 1 日まで

私の請求期間の保険料は、妻が、私と妻の二人分を併せて納付した。しかし、妻は納付済みと記録されているのに、私には納付した記録がない。被扶養者であった妻は納付済みとされ、収入を得ていた私が未納である理由はないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求期間は 1 か月と短期間であり、請求者に係る請求期間の保険料を納付したとする妻については、請求期間を含む国民年金加入期間において保険料が全て納付されており、保険料の納付意識が高かったことがうかがわれる。

また、妻が納付したとする請求期間の保険料（一人当たり 7,000 円から 8,000 円くらい）は、請求期間当時の保険料額とおおむね一致している。

さらに、請求者から提出された請求者の年金手帳の住所欄に記載された「A 県 B 市 C」の住所のうち、「A 県 B 市」まではスタンプで押されていることから、当該住所の記載については行政側の関与がうかがわれる。

しかしながら、請求者は、請求期間の国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与していないほか、請求者に係る請求期間の加入手続を行ったとする妻は、請求者及び自身の手続を行い、二人分の保険料を併せて納付した旨陳述しているものの、請求者の加入手続及び自身の種別変更手続の時期、方法等の記憶は必ずしも明確ではなく、請求者に係る請求期間の加入手続状況の詳細は不明である。

また、オンライン記録によると、請求者の現在の年金記録を管理している基礎年金番号（平成 9 年 1 月から使用されている制度共通の記号番号）は、平成 9 年 1 月時点で加入していた共済組合に係る記号番号において付番されていることが確認できるところ、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン

記録によると、請求者の氏名に関して誤りが生ずる可能性のある読み方を考慮して確認を実施しても、請求者に対しては、これまでに国民年金手帳記号番号（平成8年12月まで使用されていた国民年金に係る記号番号）が払い出された形跡は見当たらない。このため、請求者は、請求期間において国民年金に未加入であり、妻が請求期間の保険料を納付することはできなかったものとみられる。

さらに、上述のとおり、請求者の年金手帳の住所欄における住所の記載方法から、当該住所の記載については、行政側の関与がうかがわれるものの、当該年金手帳の国民年金手帳記号番号の欄及びはじめて被保険者となった日の欄のいずれも空欄であり、当該年金手帳の住所の記載をもって、請求期間について国民年金の加入手続が行われたとまでは推認することはできない。

加えて、請求者は、請求期間の保険料について、被扶養者であった妻は納付済みとされ、収入を得ていた自身が未納である理由はなく、妻が二人分の保険料を併せて納付した旨主張しているところ、オンライン記録によると、妻については、昭和60年9月頃に国民年金手帳記号番号が払い出され、その後、継続して国民年金の被保険者（第1号被保険者又は第3号被保険者）であり、請求期間は第1号被保険者として保険料が納付されていることが確認できる。しかし、請求者については、上述のとおり、これまでに国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないため、妻とは状況が異なり、妻の保険料が納付されていることをもって、請求者に係る保険料が納付されていたと推認することはできない。

このほか、請求者が請求期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）はなく、請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 1800128 号

厚生局事案番号：東海北陸（国）第 1800033 号

第 1 結論

昭和 43 年 3 月から昭和 53 年 1 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名（続柄）：女（妻）
基礎年金番号：
生年月日：昭和 5 年生
住所：

2 被保険者等の氏名等

氏名：男
基礎年金番号：
生年月日：昭和 7 年生

3 請求内容の要旨

請求期間：昭和 43 年 3 月から昭和 53 年 1 月まで

夫（訂正請求記録の対象者）の国民年金の加入手続については、夫自身が A 市役所において行い、保険料については、当時住んでいた B 町内の近所の人 が市に委託され、毎月末日、自宅に集金に来てくれていたが、その人に義母が納付していた。その後、夫が厚生年金に加入することとなったため、私が、その人に、国民年金をやめる旨の話をした。

資料として、義母が当時の支払を記入していた手帳を提出するので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

訂正請求記録の対象者（請求者の夫）の年金記録を管理している基礎年金番号（平成 9 年 1 月から使用されている制度共通の記号番号）は、オンライン記録によると、平成 8 年 5 月 16 日に被保険者資格を喪失した厚生年金保険に係る記号番号を用いて、平成 9 年 1 月に付番されている。この厚生年金保険に係る記号番号に基づき、訂正請求記録の対象者は、請求期間の前後において厚生年金保険の被保険者であるところ、請求期間については、国民年金に未加入とされている。

請求者は、訂正請求記録の対象者の請求期間に係る保険料について、同居していた義母が、毎月末日、町内の集金人に納付していた旨陳述しているところ、A 市の広報誌によると、町内の集金人（国民年金委員）が保険料を毎月集金する旨

の記載が確認できるほか、請求期間当時、請求者夫妻と同じ町内に居住していた証言者も、請求者が名前を挙げた集金人に自身の母が国民年金の保険料を納付していたと思う旨の証言をしており、請求者の主張する納付方法は、当時の取扱いと一致している。

また、請求者は、義母が保険料を納付したことを示す資料として、請求期間当時、義母が記入したとする手帳を提出した上で、当該手帳のうち、数月の月末日において確認できる「ホケン」及び「ホケン 5110」との記載が、集金人に国民年金及び国民健康保険の保険料を納付したことを示す記載である旨陳述しているところ、この金額（5,110円）は、請求期間の保険料額1か月分を上回る金額である。

しかしながら、訂正請求記録の対象者、保険料を納付していたとする義母及び保険料の集金に来ていたとする集金人は、既に亡くなっており、訂正請求記録の対象者の請求期間に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付について聴取することができず、これらの詳細な状況は明らかでない。

また、請求者から提出された手帳は1冊（1年分）のみであるところ、記載内容及び請求者の陳述から、当該手帳が使用された時期については、昭和40年代頃と推察されるものの、どの年に使用されたかまでは特定できない。

さらに、請求者は、請求期間において、集金に来てのは同じ人であり、国民年金をやめる際も、その人に話したとしているが、戸籍の附票によると、請求者夫妻は、請求期間中である昭和51年12月に、B町から同じA市内のC町に転居をしていることが確認できるところ、広報誌によると、国民年金委員が集金するのは、「町内」とされているほか、A市は、B町の国民年金委員が、C町の住人の保険料を集金するかどうかは不明と回答しており、請求期間の終期まで、義母が、当該集金人に保険料を納付したことまでは導き出せない。

加えて、上述のとおり、手帳は1冊（1年分）のみであり、請求者の当時の同居親族及び請求期間当時の国民年金の保険料額の推移等を踏まえて、記載された金額（5,110円）を検証したものの、内訳は不明であり、どの時期の国民年金の保険料が含まれているかまでは特定できない上、請求者は、当該手帳以外の資料は見付からないとしているほか、請求期間は119か月（約10年）と長期間であり、請求期間の保険料の全てにわたり記録漏れ、記録誤り等が生ずる可能性は低いものと考えられることを踏まえると、請求者の主張どおり、請求期間の保険料全てが納付されていたとまでは推認できない。

その上、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録において、訂正請求記録の対象者の氏名に関して誤りが生ずる可能性のある読み方等を考慮して、確認を実施しても、訂正請求記録の対象者に対して、国民年金手帳記号番号（平成8年12月まで使用されていた国民年金に係る記号番号）が払い出された形跡は見当たらず、紙台帳検索システムにおいても、A市における訂正請求記録の対象者に係る国民年金被保険者名簿等の帳票類が索出されないことから、請求期間について、訂正請求記録の対象者に係る国民年金の加入手続が行われ、保険料が納付されていた形跡がうかがえない。

このほか、A市は、訂正請求記録の対象者に係る国民年金の記録について、記録なしと回答している上、義母が請求期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）はなく、請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。